

生徒心得

生徒は「学校教育の方針」に基づいて、本分である学業と自己の錬磨に努め、吉城高校生としての自覚と責任を持って行動し、規律ある生活を心掛ける。

1 学 習

- (1) 常に予習復習をして授業に臨む。
- (2) 課題や提出物は、自らの力で取り組み、期限までに提出する。
- (3) 定期考査・課題考査の重要性を理解し、日頃の成果を十分に発揮できるよう努める。また不正行為は絶対しない。

2 生 活

- (1) お互いに、あたたかく思いやりの心を持って接するように努め、礼儀正しく節度ある態度を心がける。
- (2) 学校の設備・器具は破損しないよう注意し、破損した場合は、HR担任に申し出て指示を受ける。
- (3) 外出に際しては、行先を明確にする。夜間の外出は控え、やむを得ない場合においても午後 10 時迄（県青少年健全育成条例）にかならず帰宅する。無断外泊はしない。
- (4) 金銭・物品の貸借は、厳に慎む。また不必要な金銭・貴重品は持参しない。
- (5) 物品を遺失または拾得した場合は、直ちに届け出る。
- (6) スマートフォン・携帯電話の使用について
 - ア 校舎内（体育館・武道場・弓道場・柏葉会館・部室を含む）での使用を禁止する。校舎内では電源を切り、カバンの中に入れる。学校敷地内（校舎外）においては、緊急連絡時の使用のみとする。
 - イ 歩きながらの使用、自転車を運転しながらの使用、SNS 等への思慮のない投稿、悪質な投稿、不適切な情報発信、個人情報の漏えい等はしない。
- (7) 次の場合は、学校の許可を必要とする。
 - ア 掲示、冊子・ビラなどの配布。
 - イ 金銭・物品の徴収。
 - ウ 校外における催し物への出演、参加。
- (8) 次の行為をした場合、特別指導を行う。
 - ア いじめ、人権を侵害する行為。
 - イ 暴力、脅迫、窃盗などの行為。
 - ウ 飲酒・喫煙またはその所有。
 - エ 道路交通法に違反する行為。
 - オ 満 18 歳未満及び高校生が禁止されている遊技場等への立ち入り及び満 16 歳未満が禁止されている遊技場（ゲームセンター）等への立ち入り。
 - カ 無届けアルバイト。
 - キ 考査における不正行為。
 - ク 校舎内での携帯電話の使用。
 - ケ 自動車運転免許証及び原付自転車運転免許証を無許可で取得。
 - コ その他法令で禁止されている行為。

3 登校・下校

- (1) 始業・終業・下校時刻
 - ア 始業：午前 8 時 30 分
 - イ 終業：午後 3 時 30 分（7 限授業日は、午後 4 時 30 分）
 - ウ 下校：午後 5 時 30 分まで（残留活動は午後 6 時 30 分）
- (2) 授業時間における外出は、HR 担任の許可を受ける。
- (3) 学校休業日における校舎、施設、設備の使用は、管理者の許可を得る。使用にあたっては担当者の指導を受ける。
- (4) 通学には、徒歩が望ましいが、自転車や自動車での送迎を希望する場合は、以下の項目に従う。
 - ア 自転車利用者。
 - ① 自転車点検整備（業者による点検確認）を行い、雨ガッパを持っていることを許可条件とする。
 - ② 学校に届け出をし、許可ステッカーを貼る。
 - ③ 交通法規に従う。

I) 自転車安全利用五則を遵守する。

- 1 自転車は車道が原則。歩道は例外。
- 2 車道は、左側を通行。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。
- 4 安全ルールを守る。
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯。
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。
- 5 子どもはヘルメットを着用。

II) 携帯電話や音楽機器を使用しながらの走行厳禁。

III) 傘さし走行厳禁（雨ガッパを着用する）。

- ④ 自転車点検整備時における保険加入によるT Sマーク貼付が望ましい。
- ⑤ 自転車は、所定の場所に置き施錠する。

イ 自動車での送迎。

- ① やむを得ず車での送り迎えによる場合は、バス停（吉城高校口）までとし、交通法規に従い、バスの運行に迷惑をかけない場所で乗降する。
- ② 怪我などで学校まで送迎が必要な場合は、HR担任に申し出て許可を得る。

4 出欠席

- (1) 「教務に関する規程（P17 記載）」に従う。
- (2) 家族・近親者に訃報があった場合は、学則により忌引が認められる。直ちにHR担任に届け出る。
- (3) 祭礼時の奉仕に参加する場合には、事前にHR担任へ申し出て校外活動参加届を提出する。

5 健康・安全・清掃美化

- (1) 規則正しい生活をし、心身を鍛え、学校生活に支障をきたさないようにする。
- (2) 学校の内外を問わず、危険防止に努める。緊急事態や非常事態が生じたり、不審者を見かけた場合は、冷静沈着に行動し、不測の事態をまねかないよう注意する。また、直ちに学校や警察に連絡する。
- (3) 生命の安全と健全育成のための県高校PTA連合会、県警察本部、県教育委員会の協力のもとに進めている四ない運動に従う。

四ない運動

- 『二、四輪車の免許を取らない。』
- 『二、四輪車を買わない。』
- 『二、四輪車に乗らない。』
- 『他人の二、四輪車に乗せてもらわない。』

- (4) 校舎内外の整理整頓に留意し、設備・備品などの公共物を大切に扱う。

6 服装及び頭髪

吉城高校生としての品位と清楚な姿を保つよう努める。

(1) 服 装

ア 男子上衣

冬：黒詰襟標準型学生服

- 上衣丈 70 cm以上。
- 襟の高さは4 cm前後。
- 左襟に校章バッジをつける。
- 襟カラーをつける。ソフトカラー可。
- 校章入りボタン（大）を5個つける。
- 校章入りボタン（小）を袖口に2個つける。

夏：白の標準型カッターシャツまたは白の開襟シャツ。

- ① 長袖または半袖。
- ② 左胸に校章バッジをつける。

イ 女子上衣

冬：濃紺色標準型セーラー服

夏：白色標準型セーラー服（長袖、半袖）

- 襟ぐり 10 cm以下に「胸あて」をつける。
- 左胸に校章バッジをつける。
- スカーフ 冬：白色三角形布 夏：紺色三角形布
- 襟、カフスに一条の線（幅 1 cm）をつける。冬：白色 夏：紺色

ウ 男子下衣

黒標準型スラックス（自然なストレート型）

- ベルト通しのループつき。
- ワタリ幅は 34 cm以下（特別許可を除く）。
- 膝幅は、裾幅と同程度。
- 裾幅は、19 cm～24 cm。

エ 女子下衣

濃紺車襷標準型スカート。

- 丈は膝丈。

オ ソックス 男子は白・紺・黒色とする。女子は紺・黒色とする。ただし、次の点を守る。

- 柄物、装飾等のついた華美なもの認めない。（ワンポイントは認める。）
- ニーハイソックス、レッグウォーマー類は認めない。

カ その他

- ① 上衣の下に着用するTシャツ類は、白色とする。
- ② 男子は下衣にベルトを着用する。
- ③ 防寒着は、黒・紺・グレー・ベージュ・白等の華美でない色調とし、柄、装飾の目立つものは認めない。着用は冬服への更衣からとし、授業時の着用は認めない。
- ④ 女子には、防寒着として、カーディガンの着用を認める。なお、着用は襟とスカーフをカーディガンの上に出すこととする。
- ⑤ ストッキングの着用を認める。なお、冬期間は防寒用として、黒タイツの着用を冬服への更衣と同時に認める。

キ やむを得ず異装をしなければならない場合は、生徒指導部に届け出て許可を得る。

(2) 頭 髪

- ① 加工（染色や脱色、カール、パーマ等）や特異な髪型をしない。
- ② 男子は、前髪が目にかからない、横は耳を隠さない、後ろは肩にかからない程度の長さとする。
女子は、学習の妨げにならないようにすること。

(3) その他

- ア 清楚な姿を心がけ、化粧をしたり不必要な装身具等を身につけない。
- イ 学習用具がしっかり入るカバンを持参する。
- ウ 登下校時の履物は華美でないものを使用する。
- エ 上履きは指定のサンダルとする。

7 アルバイト

アルバイトを希望する場合は、保護者とよく相談のうえ、HR担任に届け出て学校の指導を受ける。

(1) 次に該当する項目を満たすものとする。

- ア HR担任が、指導上問題がないと認めた場合。
- イ 部活動に加入している生徒の場合、部顧問が部活動に差し支えがなく、指導上問題がないと認めた場合。

(2) 成績不振科目（30 点未満の科目いわゆる欠点科目）が 1 科目でもある場合は、認めない。

(3) 次に該当する業種は認めない。

- ア 宿泊を伴うもの。
- イ 生命の危険を伴うもの。
- ウ 旅館・民宿・酒類を扱う飲食店などでの接客業。

- エ 遊技場や風俗営業。
- オ 夜間の業務に就くもの（午後6時以降）。
- カ プールの監視員等、他の生命の安全に直接関わる業種。

(4) 次に該当する期間中においてのみ認め、日数を次のように定める。

- ア 夏季休業中：10日以内
- イ 冬季休業中：7日以内
- ウ 春季休業中：7日以内
- エ 自由登校期間中（3年生のみ）：期間内
ただし、以下の場合については、特別に許可する場合がある。

- ① 年間を通しての「新聞配達」と「牛乳配達」。
- ② 就学に当たり家計に支障をきたす場合。
 - ア) 保護者からの届け出により、関係者による協議を経て学校長が許可するものとする。
次の許可基準を原則とする。
 - I) 家計が困難な状況にあること。
 - II) 生活態度に問題がないこと。
 - III) 課題等の提出物も含めた学習態度に問題がなく、学習成績不振科目がないこと。
 - イ) 許可された場合、以下の点を守る。
 - I) 長期休業日以外の土・日において、トータル1日以内とする。
 - II) 許可期間は最大半期とし、半期毎に届け出ること。
 - III) 考査期間中は、実施できない。
 - IV) 部活動を優先する。

8 自動車運転免許証・原付自転車運転免許証取得及び自動車学校入校・通学

- (1) 自動車運転免許証及び原付自転車運転免許証取得は、学校長の許可を得る。
- (2) 自動車運転免許証取得及びそのための自動車学校への入校・通学は次のように定める。

- ア 入校・通学開始日
 - ① 3年の就職内定者
 - 学年末考査期間を除いて冬季休業開始日より入校・通学を認める。
 - ② 3年の進学内定者
 - 学年末考査終了日より、入校・通学を認める。
- イ 学業及び生活態度等思わしくない場合については入校・通学を認めない。

(3) 原付自転車運転免許証取得は、自動車運転免許証取得に準ずる。

9 選挙活動・政治活動

有権者となったものは、公職選挙法に違反してはならない。

- (1) 学校内において、選挙運動・政治的活動を行ってはならない。また、学校外であっても、学校の教育活動の場においては、同様に選挙運動・政治的活動を行ってはならない。ただし、政治的素養を育むために学校の指導に基づいて行う活動については、この限りではない。
- (2) 学校外における放課後や休日等の選挙運動・政治的活動については、保護者の理解のもと、自らの判断で行うこと。ただし、次のような活動を行ってはならない。
 - ア 違反又は暴力的になるおそれが高い。
 - イ 学校教育の円滑な実施又は生徒の学業や生活に支障がある。

10 その他

生徒手帳、生徒証を必ず携帯する。

付 則 平成22年12月13日 制定

平成24年12月14日 一部改訂

平成25年12月11日 一部改訂

平成28年3月31日 一部改訂

平成30年12月14日 一部改訂